

目 次

学校教育指導の重点

平成23年度の努力点	2
基礎・基本の徹底による学力充実・向上と個性を伸ばす教育の充実	
1 特色ある学校づくり	3
2 学習指導	3
3 進路指導	4
4 特別支援教育	5
豊かな人間性をはぐくむ教育の推進	
1 道徳教育	5
2 人権教育	6
3 生徒指導	7
4 芸術文化活動	8
5 体育・スポーツ活動	9
6 健康安全教育	9
社会の変化に対応する教育の推進	
1 国際理解教育	10
2 環境教育	11
3 情報教育	11
教職員の資質能力の向上	
1 教職員の使命と責任	12
2 教職員研修	12

社会教育指導の重点

平成23年度の努力点	13
生涯学習社会の実現	
1 生涯学習の振興	13
2 現代的課題に関する学習活動の推進	14
3 社会教育関係団体などとの連携・協力	14
4 社会教育施設・設備の総合的な活用	14
人権教育の推進	
同和・人権問題の解決に向けた学習活動の推進	15
家庭・地域社会の教育力の向上	
1 家庭の教育力の向上	15
2 地域社会の教育力の向上	16
文化・スポーツの振興	
1 文化活動の促進	16
2 文化財の保護と活用	17
3 生涯スポーツの推進	17

学校教育指導の重点

平成23年度の努力点

各学校においては、明確な教育目標と学校経営の方針を立て校長主導の下、小学校における新学習指導要領の全面実施及び中学校における次年度からの全面実施にあたり、新学習指導要領、「京都府教育振興プラン」及び新しい「第4次井手町総合計画」を踏まえ、児童生徒一人一人の個性を大切にしながら、意欲と主体性を持ってたくましく生きていけるよう「生きる力」を育む教育を推進していく必要がある。このために、学校においては創意ある教育課程を編成し日々の教育活動の充実を図る。また、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体において基礎・基本の徹底と確かな学力の向上を図り、質の高い学力を育成するとともに、以下のことを重点課題として特色のある学校づくりに努める。

- (1) ジョイントアップ推進事業により、小・中学校が連携して9年間を見通した質の高い学力の育成を図る。そのために、各教科等における言語活動を充実させ、効果的な教授法の展開による授業改善を一層推進するとともに、家庭との連携を進め、家庭学習の習慣化を図る。
- (2) 同和教育のこれまでの成果と課題を明らかにし、残された課題の焦点化と早期解決に向けて、総合的な計画に基づき実践を深める。また、今日までの同和教育の深まりを人権教育への広がりにつなげ、「人権学習資料集」等を活用して、あらゆる教育活動を通して人権尊重の理念についての十分な認識と実践的態度を育成する。
- (3) 「京の子ども 明日へのとびら」等の資料を適切に活用し心の教育の充実を図る。また、健康で安全な生活の確保に努めるとともに、命を大切に作る心をはぐくむ教育を、組織的・計画的に推進する。
- (4) 生徒指導に当たっては、自ら課題を解決する意欲と実践力を育成する。特に、不登校やいじめの未然防止と、解決に向けた取組の充実を図る。
- (5) 発達障害を含む障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進に努める。
- (6) 児童生徒の発達段階を踏まえて、総合的な環境教育の推進を図るとともに、国際理解教育の充実を図る。さらに、高度情報通信社会の進展を踏まえた情報教育を推進する。
- (7) 豊かな人間性を培う体育・スポーツや芸術文化活動の充実を図る。また、第26回国民文化祭井手町「川柳の祭典」開催に向けて、児童生徒の関心を高めるとともに積極的な参加を促進する。
- (8) 読書活動を推進することにより、子どもの豊かな心をはぐくみ、表現力やコミュニケーション能力を高めるとともに、自ら考え自ら課題解決する力を育てるため、小・中学校、井手町図書館及び関係機関が連携協力し、「調べる学習地域コンクール」を積極的に推進する。
- (9) ICT（情報通信技術）活用による情報の共有化と事務の効率的な執行を図るとともに個人情報管理を徹底する。

- (10) 管理職は、豊かな識見と的確な判断に立って校務全般に優れた指導力を発揮する。また、教職員は不断の研鑽と組織的な教育実践により、自覚と使命感をもっておのおのの職責を遂行するとともに、教職員評価制度の活用などを通して自己の資質能力の向上に努める。

基礎・基本の徹底による学力充実・向上と個性を伸ばす教育の充実

1 特色ある学校づくり

学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、児童生徒にとっては魅力ある学校、家庭及び地域にとっては開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりを通して教育の活性化を図り、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成に努める。

具体的対応

- (1) 学校の伝統や校風を大切にし、学校・地域の実態を踏まえた教育目標を立て、地域の教育的資源を積極的に活用し、特色ある教育内容の創造に努める。
- (2) 教育課程の実施に当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、全体計画と年間指導計画の充実に努め、積極的に授業改善を推進し、基礎学力の充実・向上を図るとともに、個性、能力の十分な伸長に努める。また、学校の活性化を図るために地域の自然や産業、文化、人材などを積極的に生かす教育を推進する。
- (3) 各学校においては地域の自然や人材などの資源を積極的に活用し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するよう努める。
- (4) 各学校においては、学校経営計画の実施により、学校評価・教職員評価等の充実と積極的な情報提供を行うとともに、全教育活動を評価しながら、学校評議員制度などを活用して、家庭及び地域社会の信頼を得る特色ある学校づくりに努める。

2 学 習 指 導

個に応じた指導を積極的に進め、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う。また、一人一人の児童生徒の学力の状況を客観的に把握し、あらゆる教育活動との関連を踏まえ、校種間連携の下、学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤として、学力の充実・向上を目指す取組を組織的に進め、自ら学ぶ力の育成に努める。

具体的対応

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導内容の精選と重点化を図り、授業時数の確保と綿密な指導計画の作成に基づき、教育課程を適切に実施する。

- (2) 一人一人の児童生徒の学力や学習状況を客観的に把握し、効果的な指導を進めるため、ジョイントアップ推進事業による小・中学校での授業改善の推進と、個別支援プログラムによる一人一人の課題に応じたきめ細かい指導と家庭学習習慣の確立を図る指導を進め、児童生徒の学力向上を目指す取組を充実する。
- (3) 指導目標を明確にし、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、児童生徒の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを育成するため、少人数授業による学習内容の習熟の程度に応じた指導や、ティームティーチングなどの指導方法による個に応じた指導の充実に努める。
- (4) 「総合的な学習の時間」では、各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにするとともに、探求的な学習として充実を図る。
- (5) 「井手町子どもの読書活動推進計画」の下に、読書活動を教育活動の中に適切に位置づけ、読書意欲の向上や読書習慣の形成に努める。また、学習・情報センターとしての学校図書館、井手町図書館の活用を計画的に進めるとともに、ネットワークシステムによる蔵書の有効活用を積極的に推進する。これらの取組を通して小・中学校、井手町図書館及び関係機関が連携協力し、「調べる学習地域コンクール」を積極的に推進し、自ら課題解決する力を育成する。
- (6) 特別活動の実施に当たっては、望ましい集団活動や体験を通して、心身の調和のとれた発達を図る。

小・中学校

- (1) 全国学力・学習状況調査や学力診断テスト等を活用した学習状況の的確な把握と習熟の程度に応じた指導の推進及び小・中学校ジョイントアップの推進による学力の充実・向上
- (2) 達成感をもち、興味・関心・意欲を高める授業を工夫するとともに、地域の教育資源を生かした体験的な学習活動を行うなど、自ら学ぶ態度を育てる指導方法の工夫改善
- (3) 家庭との連携により基礎学力と家庭学習習慣の定着を図る指導の充実

3 進路指導

人間としての生き方にかかわる指導を基盤にして、児童生徒一人一人の目的意識を高め、キャリア教育を通して望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力を育成する。

具体的対応

- (1) 進路指導は小学校、中学校の連携した年間計画に基づいて系統的な指導に努める。
- (2) 地域社会における様々な体験活動を通して、望ましい職業観・勤労観などを身に付けさせるとともに、組織的、系統的なキャリア教育を推進する。
- (3) 適切な進路情報を幅広く収集整理し、積極的かつ適正にその活用を図る。
- (4) 家庭や関係諸機関と連携した指導の推進により、将来への展望を開き学習への意欲を高める。

小 学 校

- (1) 自己の特性に気づかせながら将来への希望を持たせ、それを達成しようとする意欲や態度を育てる指導の推進

中 学 校

- (1) 進路希望の実現を目指す学力の充実と計画的・組織的・継続的な進路指導の充実
- (2) 個に応じた進路相談の徹底と進路に関する目的意識の涵養

4 特 別 支 援 教 育

ノーマライゼーションの進展を踏まえ、発達障害を含む障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図りながら個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。また、すべての児童生徒が障害のある人を正しく理解するための指導を計画的に行う。

具体的対応

- (1) 学習指導要領に基づき、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成することにより、自立し社会参加する資質や能力を育てる。
- (2) 様々な障害についての正しい理解に基づき、好ましい人間関係を目指す交流及び共同学習を学校の教育活動全体に位置付け、計画的・継続的に行う。
- (3) 教職員や保護者などの特別支援教育についての理解と認識を深め、各学校間の交流並びに関係諸機関と連携し、相談を重視した就・修学の指導や進路指導の充実に努める。

小・中 学 校

- (1) 校内委員会や地域支援センター等との連携とともに様々な教育相談の機会の活用などにより、障害のある児童生徒を多面的に支援する校内体制の確立
- (2) 特別支援学級における個別の指導計画による個に応じた指導の推進と指導方法の工夫改善
- (3) 通常の学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対する個別の指導計画の活用と指導方法の工夫改善
- (4) 障害のある人や特別支援教育について正しい理解と認識を深める指導の充実
- (5) 障害のある児童生徒についての個別の教育支援計画の作成とその推進

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

1 道 徳 教 育

豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」のかなめとして、児童生徒の実態を考慮しながら、教育活動全体を通じて道徳性の育成を図る。特に、道徳の時間においては、児童生徒の道徳的な心情を豊かにし、判断力を高め、実践意欲と態度の向上を図ることによって道徳的実践力の育成に努める。

具体的対応

- (1) 道徳教育を推進する校内体制を整備し、全ての教職員が協力して道徳教育を展開する。
- (2) 学校の創意工夫を生かしたボランティア活動等の社会奉仕体験活動や自然体験活動など、豊かな体験の場と機会を積極的に設けるとともに、豊かな心を育てる読書活動などを展開し、児童生徒の道徳性を育てる。
- (3) 道徳の時間は、体験活動を生かす工夫や魅力的な資料の活用、地域の人々の協力などにより、内面に根ざした道徳的実践力の育成を図る。特に、生命を尊重する態度、思いやりなど豊かな心の育成に努める。
- (4) 「京の子ども 明日へのとびら」実践事例集を活用するなど、道徳的価値の内面的な自覚を促す指導方法について研修を深め、授業の充実に努める。
- (5) 授業公開を通して、学校における道徳教育に対する保護者、地域社会の理解を一層深めるよう努める。
- (6) 家庭や地域社会と一体となって、好ましい人間関係、豊かな感性や社会性などを培う道徳的実践を促す環境づくりに努める。

小学校

人間としてよりよく生きるための基礎・基本を育てる指導の充実

中学校

人間としてよりよい生き方についての自覚を深める指導の充実

2 人権教育

同和教育を人権教育の重要な柱として教育活動全体に位置付け、基本的人権や人権問題の正しい理解や認識の基礎と人権尊重の実践的態度を培う。また、差別の現実を科学的に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にしたい教育の推進を図る。

具体的対応

- (1) 校種間及び関係諸機関との一層の連携を図り、地域や学校の実態を踏まえた人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の学校推進体制を充実し、日常的に点検しながら推進する。
- (2) 人権教育の推進に当たっては同和教育の中で積み上げられた成果と手法を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権問題の重要な柱と位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度を育成する。
- (3) 進路希望の拡大とその実現を目指すため、家庭や関係諸機関との連携の下に、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。特に課題の見られる児童生徒については、家庭との連携を強化し個々の課題に即し、個別の支援計画を作成する等きめ細かな指導により、児童生徒の学力の向上、修学保障に努める。

- (4) 校種間の連携及び学校間の交流を強化するとともに、人権学習資料集等を活用し、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達段階に即した体系的・計画的な人権教育を推進する。
- (5) 人権尊重を踏まえた教育活動を進めるため、研修を日常的・系統的に行い、人権意識の高揚を図るとともに、人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に努める。
- (6) 人権問題の解決を目指す総合的な取組を推進するため「井手町人権教育・啓発推進計画」等の意義を踏まえ、社会教育や関係行政機関との連携を強めるとともに、地域社会の深い信頼の下に実践を進める。

小 学 校

- (1) 個々の課題に即した指導による基礎学力の定着・向上
- (2) 身近な問題について主体的に考え解決しようとする態度の育成

中 学 校

- (1) 個に応じた指導の徹底を基盤とした学力の向上と進路指導の充実
- (2) 地域の歴史や人材を積極的に生かす実践を通して、人権問題の正しい理解による差別を許さない行動力の育成

3 生 徒 指 導

人間の尊厳という観点に立ち、教育活動全体を通じて、児童生徒の個性の伸長と社会的資質・能力・態度の育成を図り、よりよい人格の形成を促す。

そのため、ガイダンス機能の充実を図り、児童生徒の生活実態の把握や内面理解に努め、個々の課題の解決を図るとともに、望ましい集団活動を通して、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成する。あわせて、校内指導体制を確立し、組織的・計画的な指導を推進する。

具体的対応

- (1) 児童生徒、教職員及び児童生徒相互の心のふれあいを大切にし、校務システムの充実等により、教員が一人一人の子どもに向き合える環境づくりを推進し、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。
- (2) 特別活動を踏まえたボランティア活動等の社会奉仕体験活動や自然体験活動など多様な体験活動を通して、豊かでたくましい心の育成を図るとともに、存在感、充実感のある学校生活を送らせるための積極的な指導を進める。
- (3) 不登校やいじめなどについては、個々の事象に対応できる教育相談機能を充実させるとともに、その未然防止と解決に向けた総合的な取組の充実を図る。特にいじめの問題は、日頃から児童生徒が発するサインを見逃さず、早期発見・対応に努める。
とりわけ、「ネット上のいじめ」等の問題については、関係機関等と連携し迅速かつ適切な対応を図り、情報モラルについての指導を進める。
- (4) 学校や地域のきまり・ルールを守ることの意義や重要性を学級活動、道徳などで繰り返し指導し、規範意識の醸成に努める。

- (5) 家庭、地域社会や関係諸機関との連携を強め、情報モラルについて指導するとともに、児童生徒の学校外の活動への参加を促す。また、児童生徒を取り巻く環境の浄化や、人権の尊重の観点に立つ健全な文化の育成に努める。
- (6) 児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、必要な支援を継続して行う。

小 学 校

- (1) 基本的な生活習慣の確立と発達段階に応じた判断力、自律心の育成
- (2) 好ましい友人関係の育成と体験的活動を通じた社会性の伸長

中 学 校

- (1) 主体的で規律ある生活の確立と生命や人権の尊重を基盤とした正しい判断力と実践力の育成
- (2) 好ましい友人関係の育成と体験活動を通じた自主性、自発性の育成

4 芸術文化活動

創造性に富む情操豊かな人間を育成するため、児童生徒の豊かな感性と生涯にわたって芸術を愛好する心情をはぐくみ、伝統文化の継承、発展及び新しい芸術文化の創造を目指す活動の推進と充実に努める。

具体的対応

- (1) 芸術文化活動を教育活動全体に関連付けて適切な指導内容を設定し、児童生徒の創造的な表現能力や鑑賞能力の伸長に努める。
- (2) 本年度開催される第26回国民文化祭 井手町「川柳の祭典」に向け、芸術文化活動のより一層の活性化を図るため、教育成果を発表する適切な場を設定し、学校間、校種間及び地域社会との連携・交流を積極的に推進し、児童生徒の関心と参加意欲を高める。
- (3) 身近にある地域文化や文化財を教材として取り扱うことに努めるとともに、我が国の伝統文化や諸外国の文化への理解を深めさせる。
- (4) 授業や部活動などにおける、すぐれた地域の芸術家や、芸術文化活動の指導者、文化財保護に携わる者などと教職員が協力して指導を促進する。

小 学 校

- (1) 身近な自然や芸術文化への積極的なかかわりと豊かな創造体験の重視
- (2) 学芸的行事、クラブ活動の充実と発表会などへの参加の促進

中 学 校

- (1) 表現及び鑑賞活動を通じた創造の喜びや共通の感動体験の重視
- (2) 学芸的行事、部活動の充実と発表会などへの積極的な参加

5 体育・スポーツ活動

健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を培い、明るく豊かで生きがいのある生活を営むための態度を育てるとともに、生涯にわたって、体育・スポーツ活動に親しむことができる資質や能力を育てる。

具体的対応

- (1) 運動することの楽しさや喜びを体験させるとともに、新体力テストの測定結果をもとに、自己の体力について理解させ、積極的に体力・運動能力の向上を図る。
- (2) 生涯体育・スポーツを学校教育活動全体を通じて適切に行い、特色ある学校体育を推進する。
- (3) 競技スポーツの充実のため、家庭、校種間、地域スポーツクラブ、競技団体などとの連携により、体育クラブ及び運動部活動の充実・発展と一貫指導体制の確立を図る。

小 学 校

体育的行事や体育クラブの充実、地域の大会や地域スポーツクラブへの積極的な参加など、児童の発達段階に応じた競技スポーツの特性にふれさせる特色ある活動の推進

中 学 校

体育的行事、運動部活動などの充実と各種大会や地域のスポーツクラブへの積極的な参加による競技力の向上

6 健康安全教育

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。そのため、家庭や地域社会、関係機関と連携を図りながら、健康安全に関する活動の実践を促し、健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

具体的対応

- (1) 健康の保持増進に係る取組を推進するため、組織体制を整備し現代的な健康課題の対応や保健管理と保健教育を推進する。
- (2) あらゆる事故を想定し、危険予測・回避能力を高め、安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養うため、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する安全管理と安全教育を進める。
- (3) 学校における児童生徒の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する学校安全計画を策定・実施し、学校の危機管理マニュアルの検証と改善に努める。
- (4) 喫煙、薬物乱用などの防止、各種の感染症や生活習慣病の予防など健康に関する現代的課題には、発達段階に応じた教材や指導の方法を工夫し、系統的・総合的に推進する。
- (5) 教職員の共通理解のもとに食に関する指導計画を策定し、教育活動全体を通じて食

育を推進する。また、家庭、地域と連携し、「早寝 早起き 朝ご飯」の全国運動に呼応し、児童生徒の望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係を育てる。

- (6) 安全かつ安心な学校給食を実施するため、「学校給食衛生管理基準」を踏まえ衛生管理の徹底を図る。

小 学 校

- (1) 心身の健康の基礎となる基本的な生活習慣を形成する能力と態度の育成
- (2) 身の回りの危険に気付き正しく判断し、自ら安全な行動がとれる能力と態度の育成
- (3) 望ましい食習慣を身に付けた健康的な生活を自ら実践できる能力と態度の育成

中 学 校

- (1) 自らの心身の健康上の課題に適切に対処する能力と態度の育成
- (2) 自己や他者の危険を予測し、自ら安全な行動や危険な環境の改善を行う能力と態度の育成
- (3) 食生活を自己管理する能力と態度の育成

社会の変化に対応する教育の推進

1 国際理解教育

国際社会に主体的に生きる日本人の基礎的資質を養うため、人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化と伝統等を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力を育成する。

具体的対応

- (1) 外国人英語指導助手等の積極的な活用を通して、自分の考えを持ち、相手に伝えるように表現する能力を養うとともに、外国の人とのコミュニケーション能力の育成を図る。
- (2) 国際化の進展に伴い日本人としての自覚を養い、国や郷土を愛する心を育てるとともに、将来、国際社会において異文化を理解し尊重する資質能力をもつ児童生徒の育成に努める。

小 学 校

- (1) 我が国の文化と伝統を理解し尊重するとともに、異文化を理解し尊重する資質や能力の育成
- (2) 外国語活動を通じたコミュニケーション能力の素地の育成

中 学 校

- (1) 日本人としての自覚を持ち、広い視野から異なる文化を持った人々とともに生きていく資質や能力の育成
- (2) 小学校における外国語活動と、中学校の英語指導を小・中学校間で関連付けた効果的な指導の研究と推進

2 環境教育

身近な環境や環境問題に関心をもち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的かつ積極的に行動する実践的態度や能力の育成に努める。

具体的対応

- (1) 環境教育にかかわる各教科等の指導内容とそれらの関連付けを明確にした年間指導計画に基づき、総合的・系統的な指導に努める。
- (2) 体験的な学習を積極的に取り入れ、自然や社会の事象についての興味・関心を高め、理解を深めるとともに、環境に対する豊かな感受性と環境に配慮した生活や行動ができる態度の育成に努める。
- (3) 自然調和型社会、低炭素社会及び資源循環型社会づくりを目指し、太陽光発電システムの導入を契機としてエコ実践活動を推進するなど、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関との連携を図り、それぞれの教育機能を生かし、環境教育の推進に努める。

小学校

身近な環境に意欲的にかかわり、問題を見いだし、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した実践的な態度の育成

中学校

環境にかかわる事象の因果関係や相互関係を把握し、問題解決能力及び環境の保全や改善に主体的に取り組む態度の育成

3 情報教育

社会の高度情報化に伴い、児童生徒の発達段階に応じて情報活用能力の育成に努める。また、情報教育を総合的・計画的に推進し、学校における教育の情報化と情報モラルに関する指導の充実に努める。

具体的対応

- (1) 情報通信ネットワークやコンピュータなど情報手段を用いた問題解決能力等を育成するなど、教育活動全体を通して情報教育が推進できるよう、各教科等の学習内容と情報教育の目的や内容との関連付けを明確にした年間指導計画を作成し、総合的・計画的な指導に努める。
- (2) 個人情報取り扱い、著作権などについて配慮するとともに、学校全体で体系的な情報モラルの指導に取り組む。

小 学 校

- (1) 情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報手段に慣れ親しみ、身近な道具として適切に使いこなせる能力と態度の育成
- (2) プライバシーの保護や著作権などの基礎的な情報モラルやマナーの育成

中 学 校

- (1) 情報通信ネットワークやコンピュータなど情報手段を主体的に学び、他者とコミュニケーションを行う道具として積極的に活用する能力と態度の育成
- (2) 情報化の影の部分についての理解の深化と情報モラルの育成

教職員の資質能力の向上

1 教職員の使命と責任

教職員は、教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を守るとともに、教職に対する愛着と誇りを持ち、心身の健康管理に留意して、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、住民の信託と期待に応えなければならない。

具体的対応

- (1) 教職員は、人間の成長や発達についての深い理解と児童生徒に対する教育的愛情を持ち、児童生徒や保護者との信頼関係を確立するよう努める。
- (2) 教職員は、広い視野から社会の変化や時代のニーズを的確に把握する感性を持ち、児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校の教育力を高めるよう努める。

2 教 職 員 研 修

教職員は、不断の研鑽によって自己の人格の陶冶を図るとともに、その職務の遂行に当たっては、社会の変化を的確に把握し、学校教育に寄せられた期待に応えられるよう努めなければならない。

具体的対応

- (1) 校長は、年間研修計画などに基づいて、研修組織を整備し、教職員の研修と研修成果の発表の機会を設定し、学校の教育力の向上に努める。特に、初任者及び10年経験者に対する勤務校研修の充実に努める。
- (2) 教職員は、井手町教育委員会や京都府教育委員会、京都府総合教育センターなどが行う各種の公的研修に積極的に参加するとともに、各種の授業研究会等へも参加し、自ら学んだ成果を校内研修や教育実践に生かすなど常に指導力の向上に努める。特に、中堅教員は教育活動の中心としての自覚と力量を一層高める。